

下水道事業における地方公営企業法 (公営企業会計)の適用について

白老町の下水道事業は、令和2年4月1日より地方公営企業法の規定を全部適用し、公営企業会計としてスタートしました。

【背景と目的】

下水道事業は、公営企業として住民生活に不可欠な下水道サービスを安定的に提供する役割を担い、使用料収入によって負担すべき経費を賄っています。

加速する人口減少や老朽化する下水道施設の維持更新等、今後、公営企業を取り巻く経営環境が一段と厳しさを増していきます。

こうした中で、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るためには、企業会計により資産や負債、損益などの経営状態を的確に把握する必要があります。

総務省、国土交通省は、全国の下水道事業において人口規模を問わず地方公営企業法(公営企業会計)を適用するよう取組みを推進しています。

道内の町村で最も早く公共下水道を供用開始した白老町は、持続可能な下水道サービスを提供するため、令和2年4月より下水道事業に公営企業会計を適用しました。

【変更内容・効果】

公営企業会計の適用により、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等)を作成するほか、主に、次のように変わります。

- ① 現金主義(収入・支出の有無)から発生主義(経済取引事実の有無)へ、単式簿記(官庁会計)から複式簿記(企業会計)へ変わります。
- ② 財務諸表により事業の経営成績(損益・資産等)、財務状態(負債・資本等)を明確に把握、分析し、類似団体との比較や将来の経営計画策定を可能にします。
- ③ 減価償却費の計上により原価計算が適正に行われ、損益取引(管理運営費等)と資本取引(建設改良費等)の明確化により職員のコスト意識、経営感覚が向上します。

(白老町上下水道課下水道グループ)